

保護者の皆様へ

熊野町教育委員会

令和 7 年度就学援助制度について（お知らせ）

熊野町では、町内に住所があり、国公立小中学校に在学又は入学する児童生徒で、経済的な理由により就学が困難な場合、学校で必要な学用品費や給食費などの援助を行っています。

次の申請理由のいずれかに該当する場合は、就学援助が受けられますので各区分の書類を添付し申請してください。

区分	申請理由	添付書類
1	生活保護を受けている世帯	生活保護開始決定通知書の写
2	生活保護が停止又は廃止になった世帯	生活保護停止又は廃止決定通知書の写
3	・町民税の減免世帯 ・個人事業税の減免世帯 ・固定資産税の減免世帯	・町県民税課税賦課決定減額通知書の写（令和 6 年度） ・個人事業税減免通知書の写（令和 6 年度） ・固定資産税賦課決定減額通知書の写（令和 6 年度）
4	国民年金保険料の減免世帯	・障害、母子福祉、準母子福祉年金証書の写 ・国民年金保険料免除申請承認通知書の写
5	国民健康保険税の減免又は徴収猶予世帯	国民健康保険税免除申請に伴う決定書の写
6	児童扶養手当を受けている世帯	児童扶養手当証書の写
7	生活福祉資金の貸付を受けている世帯	生活福祉資金の貸付決定通知書の写
8	雇用保険の失業給付を受けている世帯	雇用保険受給資格者証の写
9	生活状態が不安定で経済的に就学困難な世帯	6 月に町・県民税額が確定した後、所得の審査をします ので、添付書類は必要ありません。 ※<u>令和 7 年 1 月 1 日の住所地在熊野町でない方</u>については、 6 月以降前住所地にて「令和 7 年度 課税台帳記載事項証明書（令和 6 年所得分）」（世帯全員分）を請求し、提出してください。
10	その他、保護者の死亡や災害など、特別な理由がある場合	住民票の写、罹災証明書など申請理由によって必要な書類がありますので、相談してください。

1 申請手続きについて

就学援助を希望される保護者の方は、児童生徒が在学(入学)する学校長へ申し出てください。学校または教育委員会にある申請書に記入し、添付書類を添えて提出してください。

令和6年度に就学援助を受けている方も年度ごとに申請してください。

(1) 提出書類

- ①令和7年度就学援助費申請書兼世帯票
- ②申請理由に該当する添付書類
- ③支払金口座振替依頼書(新規の方のみ)

(2) 申請書の提出期限及び提出先

現在小学6年生を除く中学2年生までの在学学生は、令和7年3月14日(金)までに在学する学校へ提出してください。

新小学1年生は、入学する小学校に令和7年4月9日(水)までに提出してください。

新中学1年生は、入学する中学校に令和7年3月14日(金)までに提出してください。

※申請書に記入する学年は、新学年です。

2 就学援助費について(令和6年度参考)

	支給の種類	対象	申請理由 1	申請理由 2～10
1	学用品費・通学用品費・校外活動費	全学年		○
2	校外活動費(宿泊を伴うもの)	小学5年生・中学1年生		○
3	新入学児童生徒学用品費	4月末までに申請のあった1年生 (※入学前支給を受けた1年生を除く)		○
4	学校給食費	全学年		○
5	医療費	学校病のみ(※1)	○	○
6	修学旅行費	小学6年生・中学2年生	○	○
7	オンライン学習通信費	小学4年生～中学3年生(※2)		○

※1 学校病とはトラコーマ及び結膜炎、白癬・疥癬及び膿疱疹、慢性副鼻腔炎及び中耳炎、アデノイド、う歯、寄生虫病です。学校病により治療を受けたい場合は、「医療券」を発行しますので、必ず事前に学校に連絡してください。医療券を持たずに治療された場合には自己負担となりますので、ご了承ください。

※2 オンライン学習通信費の支給対象は、同一世帯のうち最も上の学年の児童又は生徒に係る通信費のみとします。

3 審査結果送付時期及び認定日について(※締切までに申請のあった方)

申請理由区分	審査結果送付時期	認定日
区分9・10以外	令和7年4月下旬頃	令和7年4月1日
区分9・10	<u>令和7年6月下旬頃</u>	令和7年4月1日

区分9：生活状態が不安定で経済的に就学困難な世帯、区分10：その他

※申請理由区分 9・10 の場合

・認定基準の目安額

世帯人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
世帯の所得額 (収入ではありません)	約 1 9 0 万	約 2 5 0 万	約 3 1 0 万	約 3 3 0 万	約 4 3 0 万

※ 認定基準となる世帯の所得額は家族構成や年齢等により異なります。あくまでも申請の目安としてください。

・審査結果送付時期について

6 月に町・県民税額が確定した後、所得審査を行うため、審査結果送付が 6 月下旬頃となります。但し、締切までに申請書を提出し、認定となった方については、4 月 1 日を認定日とします。

・給食費の支払について（※認定者のみ）

就学援助の認定が決定するまでの間、一旦、学校給食保護者負担金をお支払いいただき、認定後に還付の手続きについて別途通知します。

・医療費の支払いについて（※認定者のみ）

就学援助の認定が決定するまでの間、一旦、医療費をお支払いいただき、認定日以降のものについては、認定後に還付の手続きをさせていただきます。還付の手続きの際に、領収書が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

4 その他 注意事項等について

- ・援助の決定は、申請内容を審査して行いますので、その結果援助を行わない場合もあります。
- ・学年中途であっても、申請理由に該当すれば援助が受けられます。
- ・申請理由の該当がなくなった場合は、速やかに学校に申し出てください。後日事実が判明した場合、さかのぼって支給金額を返還していただく場合があります。
- ・就学援助費は原則として、口座振替により振り込みます。新規の方で申請書を提出する際には、「支払金口座振替依頼書（保護者名義のものに限る。）」も一緒に提出してください。（これまでに就学援助の認定を受けたことがある方は提出不要です。）

5 申請についてのお問い合わせ

お子様の在学する学校又は熊野町教育委員会（教育総務課 TEL：820-5620）にお問い合わせください。